

参考資料1 約款の作成及び開示に関する規律の例

法令	条文の概要	標準約款に関する規律の有無
郵便法 (昭和22年法律第165号)	会社に、郵便約款の作成、総務大臣の認可を受けること及び営業所において公衆に見やすいように掲示することを義務付けるもの(法68条、69条等)	-
民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号)	信書便事業者に、信書便約款の作成、総務大臣の認可を受けること及び営業所において公衆に見やすいように掲示することを義務付けるもの(法18条等)	標準約款に関する規律あり(法33条3項)
貨物自動車運送事業法 (平成元年法律第83号)	貨物自動車運送事業者に、運送約款の作成、国土交通大臣の認可を受けること及び主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示することを義務付けるもの(法10条、11条等)	標準約款に関する規律あり(法10条3項)
貨物利用運送事業法 (平成元年法律第82号)	貨物利用運送事業者に、利用運送約款の作成、国土交通大臣の認可を受けること及び主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示することを義務付けるもの(法8条、9条等)	標準約款に関する規律あり(法8条3項)
道路運送法 (昭和26年法律第183号)	一般旅客自動車運送事業者に、運送約款の作成、国土交通大臣の認可を受けること及び営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示することを義務付けるもの(法11条、12条等)	標準約款に関する規律あり(法11条3項)
内航海運業法 (昭和27年法律第151号)	内航海運業者に、内航運送約款の作成、国土交通大臣への届け出及び営業所その他の事業所において公衆に見やすいよう掲示することを義務付けるもの(法8条等)	標準約款に関する規律あり(法8条3項)
港湾運送事業法 (昭和26年法律第161号)	一般港湾運送事業者に、港湾運送約款の作成、国土交通大臣の認可を受けること及び営業所において利用者の見やすいように掲示することを義務付けるもの(法11条、12条等)	-
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 (平成13年法律第57号)	事業者運転代行業者に、自動車運転代行業約款の作成、国土交通大臣への届け出及び営業所において利用者に見やすいように掲示することを義務付けるもの。運転代行業務を提供しようとするときには、約款の概要を利用者に説明することも義務付けられている(法13条、15条)	標準約款に関する規律あり(法13条4項)
道路整備特別措置法 (昭和31年法律第7号)	高速道路の新設又は改築により料金を徴収する許可を得た事業者に、供用約款の作成、国土交通大臣の認可を受けること及び営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示することを義務付けるもの(法6条、7条)	-
倉庫業法 (昭和31年法律第121号)	倉庫業者に、倉庫寄託約款の作成、国土交通大臣への届け出及び営業所その他の事業所において利用者に見やすいように掲示することを義務付けるもの(法8条、9条等)	標準約款に関する規律あり(法8条3項)

法令	条文の概要	標準約款に関する規律の有無
漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号)	漁船保険組合の発起人に、保険約款の作成、農林水産大臣への提出を義務付け、理事に、保険約款を各事務所に備えて置くことを義務付けるもの(法15条、38条等)	-
旅行業法 (昭和27年法律第239号)	旅行者に、旅行業約款の作成、観光庁長官の認可を受けること及び営業所において旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように備え置くことを義務付けるもの(法12条の2等)	標準約款に関する規律あり(法12条の3)
航空法 (昭和27年法律第231号)	航空運送事業者に、運送約款の作成、国土交通大臣の認可を受けること及び営業所その他の事務所において公衆に見やすいように掲示することを義務付けるもの(法106条、107条等)	-
水先法 (昭和24年法律第121号)	水先人に、水先約款の作成、国土交通大臣への届け出及び事務所において利用者に見やすいように掲示することを義務付けるもの(法47条等)	-
海上運送法 (昭和24年法律第187号)	一般旅客定期航路事業者等に、運送約款の作成、国土交通大臣の認可を受けること及び公示(少なくとも当該航路の起点、寄港地及び終点の営業所及び発着所に見やすいように掲示して行い、かつ、当該航路に就航する船舶に備え付けて、要求により何人でも閲覧できるようにして行う)等を義務付けるもの(法9条、海上運送法施行規則(昭和24年運輸省令第49号)7条等)	標準約款に関する規律あり(法9条3項)
電気通信事業法 (昭和59年法律第86号)	電気通信事業者に、基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件についての契約約款の作成、総務大臣への届け出、公表(実施の日から営業所その他の事業所において掲示するとともに、インターネットを利用すること。)及び営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示すること等を義務付けるもの(法19条、20条、23条、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)22条等)	-
電気事業法 (昭和39年法律第170号)	一般送配電事業者に、託送供給等約款の作成、経済産業大臣の認可を受けること及び公表(実施の日の10日前から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することによる)すること等を義務付けるもの(法18条、電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)25条等)	-
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年法律第108号)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)19条	-

法令	条文の概要	標準約款に関する規律の有無
ガス事業法 (昭和29年法律第51号)	一般ガス導管事業者等に、託送供給約款の作成、経済産業大臣の認可を受けること及び公表(実施の日の10日前から、事業所及び営業所に添え置くとともに、インターネットを利用することによる。ただし、インターネットを利用することが著しく困難な場合にはインターネットを利用することを要しない)すること等を義務付けるもの(法48条等、ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号)72条)	-
特定複合観光施設区域整備法 (平成30年法律第80号)	カジノ事業者に、カジノ施設利用約款の作成、カジノ管理委員会の審査を受けること及び約款の内容の顧客への提供(カジノ管理委員会規則で定めるところによる。)等を義務付けるもの(法40条、41条、54条、65条等)	-
放送法 (昭和25年法律第132号)	有料放送を行う放送事業者に、有料基幹放送契約約款の作成、総務大臣への届け出及び公表(実施の日から、事業者の事務所において掲示するとともに、インターネットを利用することによる)することを義務付けるもの(法147条、放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)173条等)	-
住宅宿泊事業法 (平成29年法律第65号)	住宅宿泊仲介業者に、住宅宿泊仲介業約款の作成、観光庁長官への届け出及び公示(営業所若しくは事務所における掲示又はインターネットによる公開)を義務付けるもの(法55条、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則(平成29年国土交通省令第65号)36条等)	標準約款に関する規律あり(法55条3項)
国際観光ホテル整備法 (昭和24年法律第279号)	登録ホテル業を営む者に、宿泊約款の作成、観光庁長官への届け出及び公示(玄関又はフロント及び客室に当該約款を日本語及び外国語により記載して備え置き、又は掲示すること)を義務付けるもの(法11条、国際観光ホテル整備法施行規則(平成5年運輸省令第3号)10条等)	-
積立式宅地建物販売業法 (昭和46年法律第101号)	事業者、約款の作成、販売業の許可申請書への添付及び積立条件等の説明時の約款の交付を義務付けるもの(情報通信の技術を利用する方法も可)(法4条、34条、積立式宅地建物販売業法施行規則(昭和46年建設省令第29号)19条の2等)。	-
投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26年法律第198号)	金融商品取引業者に、投資信託約款の作成、内閣総理大臣への届け出及び投資信託契約に係る受益証券を取得しようとする者に対する約款その他の書面の交付を義務付けるもの(規則10条により適格機関投資家私募により行われる場合等は除く。受益証券を取得しようとする者の承諾を得て、情報通信の技術を利用する方法で提供することもでき、この場合は書面を交付するものとみなす。)(法4条、5条、投資信託及び投資法人に関する法律規則(平成12年総理府令第129号)10条等)	-

法令	条文の概要	標準約款に関する規律の有無
著作権等管理事業法 (平成12年法律第131号)	著作権等管理事業者に対し、管理委託契約約款の作成、文化庁長官への届け出、相手方への約款の内容の説明及び公示(事業所における掲示、インターネットによる公開、その他公衆が容易に了知する手段による公開のいずれの方法による)を義務付けるもの(法11条、15条、著作権等管理事業法施行規則(平成13年文部科学省令第73号)第18条等)	-
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年法律第164号)	営業を営む者が、都道府県指導センターが定める標準営業約款に従って営業を行おうとする旨の申出があった場合には、その者について登録を行う。登録を受けたものは、営業を行う施設において、標準営業約款の要旨を掲示する(法57条の12、13)	標準約款に関する規律あり(法57条の12)
鉄道営業法(明治33年法律第65号)、軌道法(大正10年法律第76号)、海上運送法(昭和24年法律第187号)、航空法(昭和27年法律第231号)、道路運送法(昭和26年法律第183号)、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)	<u>改正民法第548条の2第1項の規定</u> につき、あらかじめ定型約款を契約の内容とする旨を公表すれば足りるとされたもの(鉄道営業法18条の2、軌道法27条の2、海上運送法32条の2、航空法134条の3、道路運送法87条、道路整備特別措置法55条の2、電気通信事業法167条の2)	-